

特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構 平成 24年度臨時総会

議 案 書

日時：平成 25 年 1 月 31 日（木） 開催

場所：アルカディア市ヶ谷
6 階 阿蘇の間

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

平成 24 年度 NPO 法人 全国万引犯罪防止機構 臨時総会

及び シンポジウム

次 第

日時：平成 25 年 1 月 31 日（木）14:00～17:00

会場：アルカディア市ヶ谷 6 階会議室「阿蘇」

1. 臨時総会・・・14:00～14:30

(1) 開 会

(2) 山村総務委員長挨拶

(3) 経過報告

(警察庁・警視庁への協力、県別協議会運営・新規設立への協力・講演、
報道機関への対応、ホームページの更新、会員増強、各種問合せ対応)

(4) 臨時総会議長選出

(5) 議事

第 1 号議案 平成 24 年度全国万引被害実態調査について
東京万引き防止官民合同会議との合同調査

第 2 号議案 認定 NPO 法人の仮認定申請について

(6) 閉会

2. シンポジウム～3つの提言への取組み・・・14:30～16:00

(1) 3つの提言に関する取組み調査報告： 事務局

(2) マイバック問題 : 山梨流通研究会事務局長 内藤 学 様

(3) 万引品 2 次市場 : 警視庁生活安全部管理官 警視 宮坂 昇 様

(4) 店内確保 : 万引対策コンサルタント 伊東 ゆう 様

3. 意見交換会：・・・16:00～17:00

以上

経過報告（平成24年度通常総会以降）

1. 調査研究事業

1) 第8回青少年調査

- ① 予告：平成24年11月26日 ② 本番： 11月30日
③ 回収：1月28日現在 小：37 中：40 高：45 計122校 回収率86.5%

2) 第8回万引被害実態調査⇔東京万引き防止官民合同会議との合同調査

- ① 見直し・・・調査内容及び対象企業・・・2月中旬
② 予告：2月 末 ③ 本番：3月上旬

2. 建議提言事業

1) 平成24年2月7日 3つの提言に関する団体取組み実態調査 12月4日調査票配布・・・調査票回収とヒアリング

2) 関連事項

- ・ 7月5日：法務省刑事局訪問
- ・ 8月15日：経産省情報通信機器課荒井課長就任表敬
- ・ 8月22日：警視庁生安部石田部長就任表敬
- ・ 8月27日：警視庁生安総務課中島管理官打合せ
- ・ 8月30日：警察庁生安企画課河合課長就任表敬
- ・ 12月20日：警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課訪問

3. 普及推進事業

「講師派遣」

- ・平成24年5月12日 練馬区立上石神井中学校（稲本）
- ・平成24年5月15日 ロスプリベンション研究会（稲本）
- ・平成24年5月19日 桶川市教育委員会（稲本）
- ・平成24年6月27日 所沢販売防犯連絡会（稲本）
- ・平成24年7月14日 江戸川区立松江第六中学校（稲本）
- ・平成24年8月7日 奈良県警察本部（稲本）
- ・平成24年9月28日 日本スーパーマーケット協会（稲本）
- ・平成24年10月4日 日本ボランティアチェーン協会（稲本）
- ・平成24年10月16日 熊本県警察本部（稲本）
- ・平成24年12月1日 香川県警察本部（稲本）
- ・平成24年12月6日 岩手県万引犯罪防止協議会（福井）
- ・平成24年12月7日 NHK高松（稲本）
- ・平成24年12月28日 愛媛大学白松准教授との意見交換

「普及推進委員の増員」

- ・ 一般社団法人全国警備業協会 山本 正彦 氏
- ・ 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 鈴木 仁 氏
- ・ 平成 24 年 12 月 26 日 顔合わせ会実施

「後援名義」

- ・ 日本チェーンドラックストア協会（平成 24 年度ポスター）
- ・ 埼玉県警察本部及び埼玉県販売防犯連絡協議会（第 26 回少年育成県民大会）
- ・ 「第 19 回少年問題シンポジウム」

「報道機関への協力」

- ・ 平成 24 年 6 月 18 日：コンビニエンスストア速報・・・通常総会の模様の紹介
- ・ 6 月 25 日：セキュリティ産業新聞・・・小売業調査の内容の紹介
- ・ 6 月 25 日：警備新報・・・通常総会の模様の紹介
- ・ 7 月 10 日：同上・・・通常総会の模様の紹介
- ・ 8 月 5 日：商店街ニュース・・・商店街のお店と保護者の調査
- ・ 10 月 1 日：コンビニエンス新聞・・・コンビニでの万引発生の件の報告
- ・ 10 月 18 日：熊本日日新聞・・・熊本県警察本部セミナーの報告
- ・ 11 月 1 日：日本ボランティアチェーン協会会報 11 月号・・・万引防止セミナー開催の報告
- ・ 11 月 5 日：警備新報・・・万防の小売業調査の紹介
- ・ 11 月 7 日：日本ボランティアチェーン協会・・・万防の防止セミナーの紹介
- ・ 11 月 14 日：西日本新聞・・・高齢者の万引増加の報告
- ・ 12 月 1 日：全国書店新聞・・・万防の小売業調査の結果報告
- ・ 12 月 5 日：商店街ニュース・・・東振連の調査研究の様子報告
- ・ 12 月 14.15 日：NHK高松・・・「四国羅針盤」で香川県の取組み紹介
- ・ 12 月 25 日：NHK総合・・・全国放送で香川県の取組みを紹介
- ・ 平成 25 年 1 月 1 日：警備新報・・・河上理事長・年頭の辞
- ・ 1 月 5 日：商店街ニュース・・・12 月 12 日東京万引き防止官民合同会議
- ・ 1 月 10 日：TBSテレビ・・・Nスタで事務局長のコメントの紹介
- ・ 1 月 10 日：セキュリティ産業新聞・・・河上理事長・年頭所感

4. 委員派遣

「警視庁」・・・万防各理事

- ・ 「東京万引防止官民合同会議」
第 6 回平成 24 年 6 月 28 日・警視庁（17 階大会議室 出席者約 200 名）
第 7 回平成 24 年 12 月 12 日・グランドアーク半蔵門（出席者約 200 名）

「警視庁」・・・同各委員会

- ・総務委員会：松下委員長（警視庁生活安全総務課長）
・・・平成24年6月6日、11月16日
- ・調査研究委員会：増井委員長（万防機構 理事）
・・・平成24年6月6日、11月22日
- ・防犯設備委員会：近藤委員長（万防機構 理事）
・・・平成24年6月6日、11月22日
- ・教育研修委員会：若松委員長（万防機構 理事）
・・・平成24年6月7日、11月21日
- ・広報委員会：桑島委員長（万防機構 理事）
・・・平成24年6月7日、11月22日
- ・委員長会議：平成24年9月27日
- ・モデル店舗審査・・・平成24年10店舗、平成25年1店舗
- ・第3回「万引追放サマーキャンペーン」；7月25日 日比谷公会堂
- ・第2回「万引き防止シンポジウム」：11月6日 東商ホール
- ・講師派遣（若松・稲本）
 - *第4回「万引防止のための防犯責任者養成講座」：9月10日
 - *出前型「万引防止のための防犯責任者養成講座」（高井戸）：9月27日
 - *第5回「同上」：平成25年2月6日予定

「都庁」

- ・「こどもに万引きをさせない連絡協議会」（若松・福井）
・・・平成24年6月8日 都庁
・・・平成25年1月26日 町田市市民ホール

「東京都商店街振興組合連合会」

- ・商店街における万引に関する調査・研究事業・・・2月上旬発表
対象：商店主と小中高生の母親・・・＜親の調査は初めて＞
平成24年7月10日、9月4日、11月6日、平成25年1月29日

5. その他

- ・日本万引防止システム協会との共同事業（ソースタギングの推進）
（JEASソースタギング委員会：11月13日、11月20日、12月10日、
平成25年1月16日）
- ・日本万引防止システム協会が平成24年10月29日に「万引防止システムハンドブック第3版」発行
- ・文部科学省表敬訪問：平成24年12年20日
文部科学広報官・坪田 知広 様
高等教育企画課長・浅田 和伸 様

生涯学習政策局社会教育課長・伊藤 学司 様

児童生徒課生徒指導室長・池田 宏 様

・新宿区役所：平成 24 年 12 月 21 日 区長室長：橋口 敏男 様

6. 総務・事務局関連

・事務局会議：万防執行幹部会

NPO法人として必要な期限付きの事務処理や、外部からの問い合わせ等にすばやく対応するため、6月17日の理事長報告を経て設置。

開催頻度：毎週月曜日 9:30～ 1 時間半程度。

メンバー：佐藤・福井・稲本

検討案件：万引弁償金制度推進事業。寄付のお勧めの推進。青少年調査の総合分析。

ハンドブック・リーフレットの製作。「被害者等通知制度」の活用。

「罰金刑データー」の情報公開請求。都信連活性化調査への参画。

公募案件のウオッチと応募。県警等からの要請への対応

認定NPO・仮認定申請への準備

・3 委員長会議（調査研究委員長・普及推進委員長・総務委員長・事務局）

平成 24 年 9 月 20 日、11 月 29 日、平成 25 年 1 月 23 日

・6月28日 都庁に年次報告書提出

・7月27日 都庁に役員変更手続き

・9月6日 東京法務局新宿出張所に 「役員代表権抹消登記」手続き

・全国各都道府県万引防止協議会との連携

・報道関係の取材対応

・ホームページの更新

・万防時報 13 号発行・・・9月28日

（8月31日全振連・桑島最高顧問へのトップインタビュー）

・14号発行予定・・・平成25年2月25日

・助成金申請への応募：財団法人日本宝くじ協会

財団法人社会安全研究財団

議案

第1号議案 平成24年度全国万引被害実態調査

警視庁・東京万引き防止官民合同会議からの
調査一本化要請

(資料1)

第2号議案 認定NPO法人の仮申請について

(資料2)

平成25年3月4日

小売業・サービス企業 代表者殿

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 理事長 河上 和雄
東京万引き防止官民合同会議
共同議長 警視庁生活安全部長 石田 高久
日本小売業協会会長 土方 清

「全国万引被害実態調査」ご協力のお願い

今回からは東京万引き防止官民合同会議との合同調査となります。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

刑法犯が10年連続で減少しているなかで、万引犯罪の占める比率が10%近い割合で高止まりしている現状から万引犯罪防止のための取組みが各地で展開されてきています。小売業の皆さまにとって深刻な経営問題となるのみならず、全国的には、犯罪であるにも関わらず暗数がどれほどなのか等把握されておらず、社会的な対応が遅れているのではないかという問題意識から、御社における現状をお尋ねすることに致しました。

そこで万防機構では平成17年度より警察庁の協力を得て、全国の主要な小売業・サービス企業における万引被害の現状を共通の調査票で調査し、業種別の実態を把握することによって、小売業・サービス業をはじめ、関連業界に万引防止対策の基礎データを提供するとともに、行政・警察当局の防犯施策、青少年指導団体、町の防犯ボランティア活動等に資することを目的とした実態調査であり、今回が第8回目になります。

加えて、昨年まで東京万引き防止官民合同会議が、当調査と同時期に小売業の皆様にアンケートを実施していましたが小売業の皆様から、「同じような調査に2回も回答するのではなく、調査の一本化をしてほしい」との要請を受けました。この要請に従って、今年から特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構と東京万引き防止官民合同会議の合同調査と致します。

更に内容を充実したものにすべく、引き続き警察庁生活安全局生活安全企画課と日本小売業協会の協力をいただき、小売業の万引犯罪の実態をまとめて行くことになりました。

皆様方からご協力を頂いた調査結果は毎年6月に公表され、テレビ・新聞等の報道を通じて大きな反響を呼んでいます。つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、別記による調査の実施に格別のご高配を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、調査結果は集計して公表することとし、個々の調査票の内容を他に公表して関係各位にご迷惑をお掛けするようなことは一切ございませんので、ご懸念のないよう、念のため申し添えます。

昨年の報告書は当万防機構のホームページで公開しています。デジタル万防機構の欄に入っていただくと最後の方に掲載していますので、活用ください。

敬具

合同調査： ・ 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
・ 東京万引き防止官民合同会議

調査協力： ・ 警察庁生活安全局生活安全企画課
・ 日本小売業協会

問い合わせ先：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
電話 03-3355-2322 (担当：福井、稲本)
警視庁 生活安全総務課生活安全対策第二係
電話 03-3581-4321 (担当：万引き担当)

全国万引被害実態調査(案)

今回からは東京万引き防止官民合同会議との合同調査となります。

- ・ 本調査は、小売業・サービス業店頭で急増している万引犯罪が、企業にとって深刻な経営問題であるにもかかわらず、全国的には、犯罪であるにも関わらず暗数がどれほどなのか等その実態が把握されておらず、社会的な対応が遅れているのではないかという問題意識から、貴社における現状をお尋ねするものです。
- ・ 本調査票は、調査の性格上、皆さまに記入いただいた調査票を他に公表したり、税務調査等目的外に使用することは一切ありませんので、ご懸念なくご回答ください。
- ・ なお、貴社でお取り扱いの商品が多岐にわたる場合は、売上高が最も大きな商品群に関してお答えください
- ・ この調査票の届いた場所ではご回答の難しい場合は、お手数ですが、所管の部門にお問い合わせの上、ご回答下さるようお願いいたします。
- ・ ご回答は、数字等を記入頂くほか、() の注意に従い、該当するものの番号を○で囲んでください。
- ・ ご記入はできるだけ意思決定者の方をお願いしたいのですが、代理の方でも結構です。
- ・ 企業名を削除したマスターデータは警視庁と情報を共有いたします。よって本年は警視庁生活安全部長よりの「万引き防止対策に伴う調査」はありません。なお、万引き防止のための東京官民合同会議に参加されている各小売団体とは、業界別の調査結果を共有し今後の具体的な対策立案に活かします。

● 調査票の締切日 平成25年3月25日(月)までにご返送ください。

合同調査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構・東京万引き防止官民合同会議

調査協力：警察庁生活安全局生活安全企画課・日本小売業協会

この調査についてのお問い合わせは下記までにご連絡ください。

問い合わせ先：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

電話 03-3355-2322 (担当：福井、稲本)

警視庁 生活安全総務課生活安全対策第二係

電話 03-3581-4321 (担当：万引き担当)

貴社名 _____

〒 _____

所在地 _____

決算月 _____ 月 店舗数 _____ 店舗

直近決算年度の年商 兆億百万円

回答者ご芳名 _____ お役職 _____

TEL _____ () _____

I. 万引犯罪発見後の処理について

問1. 現在、御社で万引対策を担当されている部門をお答えください。

1. 店舗 2. 本部 3. 警備部門 4. その他
具体的な部門名は _____

警察での「被害者」の負担時間を軽減するために、平成22年10月1日より全国で「全件届出書類等の簡略化」がスタートしました。問2-1から問2-7はそれに関する質問になります。

問2-1. 万引き被害の「全件届出」はご存知ですか。

1. 知っている
2. 知らない

問2-2. 御社において万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針について [1つだけ○]

1. 全件警察に届出する、未就学児、学生の場合は全件家族および学校にも連絡する
2. 全件警察に届出する、家族や学校に連絡するかどうかはケースバイケース
3. 一部警察に届出する
4. その他(具体的に: _____)
5. 届出しない

問2-3. 問2-2で1. 2. 3. 「警察に届出する」を選択いただいた方に伺います。万引被害を警察に通報した後に、書類作成などで警察の対応時間は平均どれくらいですか。[1つだけ○]

1. 30分以下 2. 30分～1時間 3. 1～2時間
4. 2～3時間 5. 3時間以上 6. 2日以上出頭した

問2-4. 上記問に対して、警察の書類作成に要する時間は昨年と比べ変化しましたか。
[1つだけ○]

1. 警察の対応時間は短くなった
2. 警察の対応時間は長くなった
3. 警察の対応時間は変わらない
4. わからない

問2-5. 上記問に対して、警察の対応時間で、どれ具合の時間が「負担」と感じますか。
[1つだけ○]

1. 30分以下 2. 30分～1時間 3. 1～2時間
4. 2～3時間 5. 3時間以上

問2-6. 上記警察の対応時間の中でどのような手続きを手間と感じますか。[いくつでも○]

1. 警察に行くこと 2. 被害届 3. 参考人調書 4. 証拠関係
5. 実況見分 6. その他(具体的に: _____)

問 2-7. 問 2-2 で「1. 全件届出」以外の番号を選んだ方に伺います。

基本的な処理と異なる場合の基準は何ですか。[いくつでも○]

1. 初犯か再犯か
2. 被害金額の大きさ
3. 単独犯か複数犯か
4. 未就学児か否か
5. 未成年か否か
6. その他(具体的に:)

II. 万引犯罪の防止策について

問 3. 御社は、万引犯罪をどのように考えていますか。[いくつでも○]

1. 売ることが最優先であり、万引犯罪について経営課題としての関心は薄い
2. 万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低いと考える
3. 青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならないと考える
4. 治安対策の面から行政が何らかの対策をすべき課題であると考える
5. 会社の経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題と考える
6. 特に問題意識はない
7. その他(具体的に:)

問 4. 御社で万引犯罪の防止策として、各店舗に実施させている項目について
[いくつでも○]

1. 従業員にお客様への声かけをさせている
2. 店内放送を活用し、万引防止を呼び掛けさせている
3. 店内ポスター、掲示物等を作り貼らせている
4. 商品陳列を工夫させている
5. ミラーをつけさせている
6. 防犯カメラをつけさせている
7. 万引防止装置を入れさせている
8. 保安警備員を配置させている
9. 棚卸しを頻繁に行わせている
10. 社員等に店内巡回をさせている
11. その他(具体的に:)

問 5. 御社の万引犯罪防止のために従業員教育で、実施されている項目について
[いくつでも○]

1. 万引防止マニュアルを作成・配置させている
2. 万引防止実施訓練を行っている
3. 朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている
4. 外部講師によるセミナーを活用している
5. ロス費用の発生状況を人事評価に反映させている
6. その他(具体的に:)

問 6-1. 御社では、万引犯を確保した際、万引犯人(もしくはその保護者)に対して、
捕捉にかかった費用(人件費等)を損害賠償請求していますか。[1つだけ○]

1. 損害賠償請求をしている
2. 損害賠償請求はしていない

問 6-2. 問 6-1 で「1. 損害賠償請求をしている」と回答された方にお聞きします。

損害賠償請求により万引件数に影響はありましたか。〔1つだけ○〕

1. 損害賠償請求をすることにより、万引の件数が減った
2. 損害賠償請求をすることにより、万引の件数が増えた
3. 損害賠償請求をしても、万引件数は依然と変わらない

問 6-3. 問 6-1 で「2. 損害賠償請求はしていない」と回答された方にお聞きします。

今後、損害賠償請求することをお考えですか。〔1つだけ○〕

1. 万引犯人に対する損害賠償請求の導入を検討している
2. 損害賠償請求は考えていない

問 7. 御社では万引犯罪はどこが主体で行うべきであるとお考えでしょうか。

〔各いくつでも○、特に重要なものに◎〕

A. 青少年の万引犯罪の防止について

- | | | | |
|----------|----------------------|----------|---------|
| 1. 小売事業者 | 2. 家庭 | 3. 学校 | 4. 警察 |
| 5. 警備事業者 | 6. 地域社会 | 7. 地方自治体 | 8. 社会全体 |
| 9. 国 | 10. その他（具体的に： _____） | | |

B. 成人の万引犯罪防止について

- | | | | |
|---------------------|---------|----------|---------|
| 1. 小売業者 | 2. 警察 | 3. 警備事業者 | 4. 地域社会 |
| 5. 地方自治体 | 6. 社会全体 | 7. 国 | |
| 8. その他（具体的に： _____） | | | |

問 8. 御社では、万引きに関して地域社会とどのようなタイアップをされていますか。

〔いくつでも○〕

1. 地域ボランティアの店内巡回を受け入れている
2. 学校の先生の店内巡回を受け入れている
3. 制服警察官の店内巡回を受け入れている
4. 万引防止のポスターを店頭に掲げている
5. 生徒の職場体験を受け入れている
6. 地域の万引防止連絡会や万引防止官民合同会議等に参加している
7. 地域の万引防止のためのセミナーや講習会に参加している。
8. その他（具体的に： _____）

問 9-1. 平成 18 年 5 月に法改正されました刑法 235 条について、ご存知ですか。

〔1つだけ○〕

万引きは「窃盗」であり、刑法 235 条の改正されたことにより、窃盗罪は 10 年以下の懲役に加え、50 万円以下の罰金刑が加わりました。

1. この法律改正を知っている
2. この法律改正を知らない

問9-2. 問9-1で「1. この法律改正を知っている」と回答された方にお聞きします。
万引犯に対して、懲役や罰金刑が科せられたことがありますか。

〔1つだけ○〕

1. 御社での万引犯に対して、適用されたことがある
2. 御社での万引犯に対して、適用されたことがない
3. 御社での万引犯に対して、適用されたか不明

問10. 被害者等通知制度をご存知ですか。なお被害者等通知制度とは、犯罪被害者等の方々に「加害者の処遇状況等に関する通知」を行う制度です。

〔1つだけ○〕

1. そのような制度があることを知らなかった。
2. 制度は知っているが利用（申請）したことは無い。
3. 利用（申請）したことがある。

（事例は：

）

問11-1. マイバックについてお伺いします。〔1つだけ○〕

1. マイバックを奨励している
2. マイバックはお断りしている
3. マイバックについては奨励も、お断りもしていない

問11-2. 問10-1で、「1. マイバックを奨励している」「3. マイバックについては奨励も、お断りもしていない」と回答された方にお聞きします。

マイバック使用により万引件数に影響はありましたか。〔1つだけ○〕

1. マイバックで万引が増えた・・・（□□%ぐらい増えた。）
2. マイバックで万引は減った
3. マイバックで万引は変わらない

問12. 万引を撲滅するためには万引窃盗犯の「店内確保」が必須、という意見あり、平成24年2月7日万防機構から「店内確保」に関する提言を行いました。店内確保についてどのようにお考えですか。〔1つだけ○〕

1. すでに実施している
2. 検討している
3. 他社の動向を静観している
4. 検討したことが無い
5. 店内確保については反対である

問13. 万防機構から、万引品処分市場対策に関する提言をしました。万引品がネットを通じて販売されたり、ネットオークションに出品されて処分されたりしているのではないかと云われています。御社ではいかがですか。〔1つだけ○〕

1. 過去に事例がある・・・何（ ）を、年間□□回ぐらい
2. 事例はない

Ⅲ. 万引犯罪被害の状況及び傾向について

問 14-1. 御社では、直近の決算年度期間中に、全社でおおよそ何件の万引犯罪被害がありましたか。万引犯を確保した（捕まえた）人数を基にお答えください。

_____ 人 _____ 件

問 14-2. 問 14-1 で、確保した万引犯の性別をお聞かせください。

1. 男性（ _____ 人） 2. 女性（ _____ 人） 3. 性別不明（ _____ 人）

問 15-1. 問 14-1 で、確保した人数の内訳について、全体を 100 とした時の構成比をご記入ください。

合計人数 ①未就学 ②小学生 ③中学生 ④高校生 ⑤大学生 ⑥専門学校生
100% □□% □□% □□% □□% □□% □□%
⑦社会人 ⑧主婦 ⑨無職 ⑩その他 ⑪不明
□□% □□% □□% □□% □□%

問 15-2. 問 14-1 で、確保した人数の内訳について、全体を 100 とした時の構成比をご記入ください。

合計人数 ①単独 ②2人組 ③3人組 ④4人組以上 ⑤不明
100% □□% □□% □□% □□% □□%

問 16. 問 14-1 で、誰が万引犯を確保したかの内訳を項目別にそれぞれご記入ください。

1. 御社の従業員（ _____ 人） 2. 保安警備員（ _____ 人）
3. お客様（ _____ 人） 4. その他（ _____ 人） 5. 不明（ _____ 人）

問 17. 御社の決算年度における年間の不明ロス金額（万引以外も含む不明ロス総額）とその年間総売上げに対する構成比について、分かる範囲で記入ください。

直近年度ロス金額□□□億□□□□（万円） 構成比 □□.□□（%）
※年度については、各社の決算年度単位で結構です。

問 18. 御社の不明ロス金額の算出方法について〔1つだけ〇〕

1. 商品の単品管理を行い、ロス金額を算出する
2. 決算上の粗利益からロス金額を推定する
3. その他の方法による

具体的に： _____

問 19-1. 御社では、直近の年間不明ロス金額のうち、どの程度が万引被害によるものと推定されておられますか。〔1つだけ〇〕

1. 10%未満
2. 10%～30%未満
3. 30%～50%未満
4. 50%～75%未満
5. 75%以上
6. わからない

問 19-2. 直近の年間不明ロス金額の原因別（万引き・従業員不正・業者不正・管理誤り・不明）推定割合をご記入ください。

- ①万引き□□%、②従業員窃盗□□%、③業者不正□□%、
④管理誤り□□%、⑤不明□□% (合計 100%)

問 20. 問 17 でお答えいただいた万引被害金額は、1年前と比較して、どのような傾向にありますか。〔1つだけ○〕

1. 大変増えた 2. やや増えた 3. 変わらない
4. やや減った 5. 大変減った 6. わからない

問 21. 問 14-1 でお答えいただいた万引被害について、被害件数の多い順に商品の種類をご記入ください。〔最大5つまで〕

- 1 番多い商品 _____
2 番目に多い商品 _____
3 番目に多い商品 _____
4 番目に多い商品 _____
5 番目に多い商品 _____

問 22. 最近の万引犯罪の原因と御社が考えられるものは、何ですか。〔いくつでも○〕

1. 店舗の大型化による従業員 1 人当たりの守備範囲の拡大
2. 従業員の防犯意識の低下（パート比率の増加等による）
3. 失業者の増加など長引く経済不況
4. 遊興費欲しさ（パチンコ・ゲームセンターなど）
5. 万引に対する犯罪意識の欠落（ゲーム感覚での犯行など）
6. インターネットオークションで盗品販売の監視がされていない。
7. 中古品の買取ルールの不徹底。 8. 将来への不安（高齢者の孤立など）
9. 痴呆のある人の犯行が増加。 10. 窃盗癖のある人の犯行が増加。
11. その他（具体的に： _____）

問 23. 御社において、直近で万引被害が減少しているとしたら、その理由と考えられるものは、何ですか。〔いくつでも○〕

1. 店内レイアウトを改めた
2. 社内の責任体制を明確にした（防犯責任者の設置や数値責任の明確化等）
3. 万引防止装置を導入した
（具体的に： _____）
4. 防犯カメラを増やした
5. 制服警備員の巡回を増やした
6. 保安警備員を増やした
7. 平成 23 年 4 月 1 日の古物営業法施行規則の改正が寄与した
8. その他（具体的に： _____）
9. 減少していない

IVの質問は、東京都に店舗がある企業のみお答えください。それ以外の皆様はV・VI・VIIのアンケートにお進みください。

IV. 東京万引き防止官民合同会議よりご依頼された調査

問 24. 東京万引き防止官民合同会議等の取組をご存知ですか。〔1つだけ○〕

1. 知っている。
2. 知らない。

問 25. 各地域の万引き防止連絡会に加入していますか。〔1つだけ○〕

1. 連絡会があることを知らない。
2. 加入している
3. 加入していない

(理由は:)

問 26. 「万引きゼロの日（毎月20日）」の万引対策地域活動に参加されていますか。

1. 参加したことがある。
 - 関係団体と協力して活動している。
 - 独自に活動している。
 - その他・特異なものについて。

(具体的に:)

2. 参加したことが無い。

問 27. 「万引き防止対応ガイドライン」を活用されていますか。〔1つだけ○〕

1. そのようなガイドラインがあることは知らなかった。
2. 配布を受け活用している。
3. 配布を受けているが活用をしていない。

(理由は:)

4. 知っているが配布されていない。

問 28. 万引き防止対策「モデル店舗」認定制度についてお聞きします。

〔1つだけ○〕

1. 認定制度は知らなかった。
2. 申請した。
3. 検討中。
4. 申請しない。

問 29. 万引き防止のための防犯責任者養成講座についてお聞きします。

〔1つだけ○〕

1. そのような講座は知らなかった。
2. 受講した。
3. 受講していない。

V. 万引犯罪で過去に「こんなことがあった」と特筆するような事例がありましたら、ご記入ください。

VI. 万引犯罪を減らすためにはどのようなことが有効であると思われますか。具体的なお考え等（実際に行って効果が上がったと思われる取組も含む）があればご記入ください。

VII. 万引犯罪被害を減らすために、警察・行政・学校・家族等に対してご要望があればご記入ください。（例. 警察—全件届出、学校—地域社会との防犯連携等）

ご記入が終わりましたら、記入漏れがないかもう一度お確かめになり、同封の返送用封筒にてご投函いただくか、同封のFAX回答用紙にてFAXでご返送をお願いいたします。

～ご協力ありがとうございました～

認定NPO法人制度について

平成24年4月1日より、従来国税庁長官によって行われてきた特定非営利活動法人の認定制度が、NPO法人を所管する都道府県等に移管され、新しい認定制度が施行されます。

主な変更点

仮認定制度の創設

設立初期のNPO法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限り、スタートアップ支援としてPST(パブリック・サポート・テスト)基準を免除した仮認定制度が導入されました。仮認定の場合は3年間となります(通常の認定では認定有効期間は5年間です。)

認定の効果の拡充

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業にかかる寄附金の額とみなされます(みなし寄附金)。
このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります(仮認定NPO法人は適用されません。)

詳しくは特定非営利活動法人ガイドブック(認定編)をごらんください。

東京都庁生活文化局 NPO 法人ポータルサイトホームページより

「三つの建議提言」各団体の取組み調査(平成25年1月25日現在)

アンケート結果のまとめ

※コメントはスペースの関係で要約して記載しております。

- ・万防機構理事団体、特別会員、合計43団体をお願いし、20団体から回答をいただきました。
- ・回答があった業界団体に於いて、「三つの建議提言」に関して「働きかけがある、動きがある」と答えた団体は全回答数の半分程度でした。
- ・各団体の加盟企業からの関係情報はさらに少ない状況です。

A. 「マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言」について

項目	動きがある	検討中	動きは無し	コメント
1. 貴団体の動き(決議、実態調査、共通ポスター、共通マニュアル、広報誌での紹介、イベント開催、その他)がありましたらお教え下さい。	8	1	11	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌での紹介(同様の意見が4件) ・ポスター作成。使用時のマナーを決めポスターに表記。 ・万引き防止の手引きを2000冊印刷し、その中に対策例を示した。 ・研修会での伝達と回覧で啓発。 ・この業界ではマイバックによる万引きはほとんど発生しないと考えます。 ・加盟店各社には専用バックがあるため、提言はなじまないと考え。よってアナウンスはしていない。 ・今後の機関紙の取材に留意する。
2. 加盟企業の動き(実態調査、ポスター、マニュアル、広報誌での紹介、イベント開催、その他)がありましたらお教え下さい。	2	0	18	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟企業は協会ポスター掲示。 ・店内では折り畳んでいただくをお願いをしている企業がある。 ・店舗では透明バックを使用している企業がある。 ・この業界ではマイバックによる万引きはほとんど発生しないと考えます。 ・加盟店各社には専用バックがあるため、提言はなじまないと考え。よってアナウンスはしていない。

項目	記入有り	記入無し	コメント
3. この提言に対して、推進しにくい事項がありましたらお聞かせください。	4	16	<ul style="list-style-type: none"> ・万引目的の場合はマナーは守らない。マナーの徹底は難しい。 ・環境対策と防犯のバランスと取れた広報をしたいと思います。 ・大型店でないと専用レジカゴは使用しない。 ・食品メーカーの会員もいるので提案しづらい面がある。

B. 「万引品処分市場対策に関する提言」について

項目	動きがある	検討中	動きは無し	コメント
1. 貴団体の動き(決議、実態調査、共通ポスター、共通マニュアル、広報誌での紹介、イベント開催、その他)がありましたらお教え下さい。	8	1	11	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌での紹介(同様の意見が4件) ・買取の際、中学生も小学生と同様に保護者同伴としたい。 ・同一商品が複数ある場合、未開封商品がある場合、原則購入しない。 ・不審な売り手側の態度があったら警察に連絡。 ・家電、CD、スポーツ用品等に個別番号付与システムを依頼している。しかし、まだ実現していない。 ・今後の機関紙の取材に留意する。
2. 加盟企業の動き(実態調査、ポスター、マニュアル、広報誌での紹介、イベント開催、その他)がありましたらお教え下さい。	2	0	18	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体に警察官を派遣しセミナーを実施している。 ・リサイクルブックの大手が衣料品分野進出に懸念している。 ・ある加盟企業(大手企業)は青少年からの買取を一切していない。

項目	記入有り	記入無し	コメント
3. この提言に対して、推進しにくい事項がありましたらお聞かせください。	4	16	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション取引などの調査は困難である。 ・警察は処分市場までの取締りが出来ていない。警察へ対応強化を切望する。 ・小売業サイドで個別番号付与制度は製造再度の導入は困難。メーカー側も負担になるので協会としては強くは要請できない。 ・新古書店が買取ルールを遵守しているか不明。ネットオークションのルール作りも必要。

C. 「万引窃盗犯の『店内確保』の推進に関する提言」について

項目	動きがある	検討中	動きは無し	コメント
1. 貴団体の動き(決議、実態調査、共通ポスター、共通マニュアル、広報誌での紹介、イベント開催、その他)がありましたらお教え下さい。	9	1	10	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌での紹介(同様の意見が4件) ・加盟店に対しセミナーを実施。 ・接客対応のDVDを作成し各店に配布済み。 ・研修会での伝達と回覧で啓発。 ・三洋堂社長を招いての勉強会を実施。 ・勉強会や委員会で趣旨説明してきた。 ・今後の機関紙の取材に留意する。
2. 加盟企業の動き(実態調査、ポスター、マニュアル、広報誌での紹介、イベント開催、その他)がありましたらお教え下さい。	5	0	15	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーを実施した。 ・加盟店に対し既述時期の正しい認識を持つよう指導している。 ・精算後にカゴの色を変えている。 ・三洋堂書店はH21年から店内確保を実施中。実際の店内確保は1件と聞いている。 ・佐賀県書店商業組合でポスター作成。(福岡県万引防止連絡協議会をポスターを参考)

項目	記入有り	記入無し	コメント
3. この提言に対して、推進しにくい事項がありましたらお聞かせください。	5	15	<ul style="list-style-type: none"> ・既遂となるかの判断は店員では困難。 ・店内で知人が万引者を見かけた際の対応にも触れていただきたいと思います。 ・店舗だけは解決だけでは対策が進まないで、テレビCMを行っていただきたい。 ・報道機関を通じて店内確保が法の定めであることを伝えていきたい。 ・警察部内でも、意見が分かれているようで小売店としても苦慮している。

D. 貴団体に於いて上記3つの提言以外に、万引問題で喫緊の課題がありましたらお聞かせください。

- ・高齢者の孤立化で、人口あたりの高齢者万引きが増加。具体的な対策が示されていない。
- ・マイバックマナーアップの全国版ポスター案をはやく機構で作成してほしい。
- ・万引き防止TVCMの制作に意欲的企業あり。方法を模索中。
- ・万引の体系的な知識を持った担当者が必要。
- ・万引き調査(店主と保護者)の委員会を設置し、Webアンケートを行った。提言協議中。本年2月に発表予定。
- ・ICタグ装着とICゲートの開発を訴えているが一向に前進しない。
- ・再度、防犯マニュアルの配布。防犯システムの安価提供。セキュリティタグの小型軽量化、低コスト化。
- ・欧米と同じように日本でもソースタギングが必要と考える。広報活動等でご協力いただきたい。

ご協力いただきました団体の皆様に心から御礼を申し上げます。万防機構事務局

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 平成24年度臨時総会 議事録

1. 日 時:平成25年1月31日(木)午後2時から午後2時30分まで
2. 場 所:東京都千代田区九段北4-2-25 財団法人私学研修福祉会館
3. 出席者数:出席50名、委任状16名 合計66名
会員総数109名の2分の1以上となり、平成24年臨時総会は成立しました。
4. 出席者氏名:山村秀彦、高山博喜、福井昂、佐藤聖、椎名日出男、豊川奈帆、山内浩司、田和久典、秋元 初心、宇根喜美代、三浦幸夫、岩間光夫、
コミー(株)、(株)三洋堂ホールディング、高千穂交易(株)、(株)セキュリティ産業新聞、協和警備保証(株)、(株)ローソン、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合、(株)S-cube、日本万引防止システム協会、日本書店商業組合連合会、(社)新日本スーパーマーケット協会、日本レコード商業組合、日本百貨店協会、(社)日本フランチャイズチェーン協会、(株)マルアイ、(株)ワンダーコーポレーション、日本自動車用品小売業協会、日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本ボランティア・チェーン協会、(株)SC保安警備東日本、(一社)全国警備業協会、亜細亜印刷(株)、(社)日本DIY協会、(株)東京ダイヤモンドセキュリティ、日本チェーンストア協会、(株)エムアールビジネス、(株)アクロス、(株)紀伊国屋書店、セフトHD(株)、(株)トーハン、(株)エイジス、(株)大修館書店、(株)角川グループパブリッシング、(株)大創産業、(株)光文社、(株)アクロス、(株)中経出版、(株)サニーフューチャー
委任状:阿部信行、澤山喜恵子、瀬沢外茂幸、
(株)スギヤマ薬品、(株)旭屋書店、(株)三省堂書店、(株)小学館、(株)白泉社、リサイクルブックストア協議会、チェスコムインフォメーション(株)、(株)ジーネット、(株)双葉社、(株)大垣書店、日本テレビゲーム商業組合、(株)店舗プランニング、日本スーパーマーケット協会
5. 審議事項
 - (1) 議長の選出
 - (2) 第1号議案 平成24年度全国万引被害実態調査
警視庁・東京万引き防止官民合同会議からの調査・一本化要請について
 - (3) 第2号議案 認定NPO法人の仮認定について
6. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長の選出
司会により、山村秀彦氏を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

(2) 第1号議案 平成24年度全国万引被害実態調査

警視庁・東京万引き防止官民合同会議からの調査・一本化要請
について

万防機構が毎年実施している全国万引被害実態調査について、警視庁・東京万引き防止官民合同会議からの調査・一本化要請を受けて、平成24年度から、一本化して実施することについて、事務局より提案され、議長がこれを諮り、全員異議なくこれを承認した。

(3) 第2号議案 認定NPO法人の仮申請について

認定NPO法人化の仮申請について事務局より提案され、議長がこれを諮り、全員異議なくこれを承認した。

7. 議事録署名人の選任に関する事項

本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを議長より諮り、若松修氏及び佐藤聖氏を選任することを全員異議なく承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成25年1月31日

議 長 山村 秀彦



議事録署名人 若松 修



議事録署名人 佐藤 聖

